

麻薬取扱者免許（継続）申請書の作成要領

1 申請手続

申請対象者	麻薬取扱者免許の有効期間が、令和7年12月31日で満了する者であって、令和8年1月1日以降も引き続き麻薬取扱者免許を受けようとする者
申請書	別紙様式による (対象者が複数の場合は、申請書をコピーしてご使用ください。)
添付書類	1 精神機能の障害、麻薬若しくは覚醒剤の中毒であるかないかに関する医師の診断書 ⇒申請書の裏面が「診断書」になっています。 *麻薬管理者免許証及び麻薬施用者免許証の2つの免許を所有する者が、同時に2つの免許を継続申請する場合、診断書の原本とその写しの両方を提示し、県職員が原本と突合した後、写しを添付書類とすることができます。 2 麻薬研究者にあつては、履歴書、研究計画書及び麻薬研究施設の設置者の研究承諾書
申請手数料	4,200円 クレジットカード・デビットカード Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club  ※Visa、Mastercard、JCBのプリペイドカードもご利用になります。 (一部のカードは、利用先が限定されているなど、ご利用いただけない場合があります) ※Jデビットはご利用になれません。 電子マネー nanaco、WAON、楽天Edy  コード決済（スマートフォン） PayPay、au PAY、楽天ペイ、d払い  交通系電子マネー Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca/マナカ ICOCA、SUGOCA、nimoca、はやかけん (※PiTaPaはご利用になれません)  県では、手数料のお支払いにおいて、 キャッシュレス決済を推進しています。
提出先	麻薬業務所を管轄する 県保健所（生活衛生・薬事担当）
提出部数	1部
提出期限	令和7年11月6日（木）

～麻薬免許を廃止する場合は注意してください～

免許を廃止したことを失念し、無免許で麻薬を施用する違反事例が生じています。

無免許施用は重大な違反です。十分注意してください。

(例：麻薬取扱者の代理で医療機関等が麻薬免許を廃止した場合)

～麻薬免許証の内容に変更が生じた場合は、記載事項変更の届出が必要です～

麻薬取扱者の氏名が変更した又は引越し等で住所が変更した場合は、変更が生じてから**15日以内**に届出が必要です。定期的に麻薬免許証の記載内容を確認し、忘れずに届出てください。

2 記入上の注意事項

- (1) 文字・数字は、**ボールペン、インク**等を使用して正確に記入してください。
摩擦熱で色が変わる筆記具（消せるボールペン等）は使用しないでください。
- (2) 申請用紙の「麻薬（卸売業・小売業・施用・管理・研究）者免許申請書」の欄には、受けようとする免許の種類を選択してください。（例：施用）
- (3) 麻薬施用者又は麻薬研究者であって、麻薬業務所の他に、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設がある場合は、その施設の所在地及び名称も記入してください。
- (4) 「許可又は免許の番号」及び「許可又は免許の年月日」の欄には、**麻薬施用者・麻薬管理者にあっては医師・歯科医師・獣医師又は薬剤師の免許の登録番号及び登録年月日**を記入してください。
- (5) 「申請者の欠格条項」の（１）～（５）の欄には、それぞれ当該事実がない場合は「なし」と記入してください。
- (6) 診断書の下にある「施用者・管理者所属業務所」の欄には、麻薬診療施設の区分に○印をつけてください。
- (7) 法改正（令和２年１２月２５日改正）により、申請書及び診断書の押印が不要になりました。なお、押印があっても申請は可能です。

3 その他

- (1) 有効期間が満了した免許証は、**有効期間満了後１５日以内に管轄する県保健所へ返納**してください。
- (2) 有効期間満了後（令和８年１月以降）、引き続き麻薬取扱者免許を受けようとする意思がない場合は、**１１月６日（木）までに**その旨を管轄する県保健所に連絡し、次の手続を行ってください。
 - ア 免許失効後１５日以内に「麻薬取扱者業務廃止届」に失効した免許証を添えて届け出てください。
 - イ 麻薬診療施設又は麻薬研究施設であって麻薬施用者又は麻薬研究者が１人もいなくなる場合は、免許失効後１５日以内に「残余麻薬届」により現に有する麻薬の品名及び数量を届け出てください。
 - ウ さらに、免許失効後５０日以内に、現に所有する麻薬を処分（譲渡又は廃棄のための手続が別途必要です。）してください。
- (3) 継続申請した場合の免許の有効期限は、令和８年１月１日から令和１０年１２月３１日までとなります。